

授業科目名	民事実務基礎論	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	雨宮 啓	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

要件事実に関し、その存在意義や実務での機能等を、その基礎的考え方の理解と共に確実に把握し、実体法を実務的に立体化して再構成する訓練を行う。
 事実認定論の基礎も扱い基本的な認定ルール・証拠法則・証拠の分析・推認手法・心証の取り方等について触れる。
 教材とする具体的事例・証拠等から、要件事実論・証拠法則等に則り認定すべき事実・認定できる事実の分析等実務的トレーニングを行う。
 以上により、事実の抽出・分析能力を涵養し、要件事実論・事実認定論の理解を深めることも目指す。

到達目標

- (1) 要件事実論の意義、主張・立証責任との関連、実務での機能を理解できる。
- (2) 具体的事例から要件事実論をふまえて主要な事実を抽出・分析し、判決に向けての事実整理ができる。
- (3) 事実認定の基本的ルールを理解し、事実と法的な評価・判断との相違を理解できるほか、直接・間接証拠の分析、間接事実からの主要事実の推認、経験則の活用、事実の評価等の重要性が理解できる。

成績評価基準および方法

(基準) 要件事実論に対する理解度を中心としつつ、事実認定論の基礎についての理解度も加味し、可及的な範囲で関連他科目(とりわけ民法・民事訴訟法)との関連性の理解度も加味して評価するものとする。
 (方法) 定期試験および平常点による。平常点の割合は、20%とする。平常点は、レポート・授業での発言等による。

テキストおよび参考文献

- 【必携】 和田吉弘著『民事訴訟法から考える要件事実〔第2版〕』(商事法務)2013年、本体2,400円 ISBN978-4-7857-2113-8(夏休み前の購入時点で最新版あればそちら)、加藤新太郎編著『要件事実の考え方と実務〔第4版〕』(民事法研究会)2019年、本体3,800円 ISBN978-4-86556-328-3、加藤新太郎編著ほか著『民事訴訟実務の基礎 解説篇・記録篇〔第4版〕』(弘文堂)2019年、本体3,200円 ISBN978-4-335-35758-9
 【参考】(購入や利用は原則として任意)村田渉外編『要件事実論30講〔第4版〕』(弘文堂)、司法研修所編『増補民事訴訟における要件事実第1,2巻』『紛争類型別の要件事実』『新問題研究要件事実』(以上 法曹会)、伊藤滋夫総編『民事要件事実講座1,2,3,4,5,6』(青林書院)等

履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)

(留意点) 民事訴訟法および民法に関する基礎知識を有することを前提とした講義進行予定であるので、十分な復習(必要な場合には予習)をして授業に臨んで頂きたい。
 (準備学習)
 事前: 授業1週間前に配布予定の授業通信の指示に基づき【必携】分の文献(原則)を通読し疑問点を抽出。課題があればレポートを作成し提出。これらの際、手持ちの学習教材関連範囲を通読。(以上、約2~3時間半程度。但し、夏休みに合計約6時間の通読が必要一備考欄参照)
 事後: 授業内容を想起。授業で事前の疑問点が解消されたか確認。不明点は調査。(以上、約1時間~2時間半程度)(個人差はあろうが、予習・復習の合計で約4時間半が一応の目安となろう。)

授業計画および内容等

第1回	要件事実論入門 その1	要件事実論とは? 立証責任の分配、民事訴訟における要件事実の機能・役割 — 弁論主義や攻撃防御方法との関連、裁判規範としての民法と民事訴訟の結合、法律要件の分類、要件事実の分類、請求原因、抗弁など
第2回	要件事実論入門 その2 事実認定論入門	類型別要件事実の基礎など 事実認定論とは?争点とは? 事実認定の方法論 — 自由心証主義と認定法則、経験則、証拠の分析と評価、心証形成など
第3回	事件類型別要件事実 と事実認定の要点 — 明渡訴訟(1)	土地明渡請求 — 相手方占有と物権的請求権行使の要件事実 具体的事例を教材にして、要件事実的構成、事実認定のポイント等を学ぶ。 (以下第4回~第8回も同様)

第4回	同一 明渡訴訟(2)	建物収去土地明渡請求 — 占有の時的要素、占有の具体的主張方法、非背信性評価
第5回	同一 明渡訴訟(3)	土地明渡請求 — 不動産物権変動と対抗要件、背信的悪意の主張
第6回	同一 賃貸借契約訴訟	賃貸借終了・解除による建物明渡請求 — 正当事由、背信行為等の規範的要件の主要事実、評価根拠事実、評価障害事実、認定判断
第7回	同一 消費貸借訴訟	貸金返還請求 元本、利息、損害金に関する各要件事実（とりわけ、現実的な素材に基づき、債権回収方策をも検討するものとする予定）
第8回	同一 不法行為による 損害賠償訴訟	交通事故による物損の賠償責任 — 不法行為としての要件事実、損害の個数、過失等の抗弁、過失相殺
第9回	提訴準備から訴状 作成、提訴および 訴状受理、審査 まで (課題・指定書面の 作成)	(1) 相談依頼・事情聴取、受任、相手の確定・折衝・示談、紛争処理方法・手段の選択、提訴準備（依頼者の事情聴取、事実整理、証拠収集等）、事件の見通しと最終検討 (2) 訴訟要件の検討、事実・主張の整理、必要的添付書類その他の書類の収集・整備、基本的証拠書類の提出、訴訟費用の算定 (3) 提訴の際の裁判所の関与、審査、裁判官への分配、訴状審査、訴訟要件の具備、補正命令、訴状却下、釈明・補正、管轄権の調査
第10回	訴状について (課題・指定書面の 作成)	(1) 提出された書面についての講評 (2) 訴状の実質的記載事項および形式的記載事項に関する裁判所から見た留意点 その他関連事項
第11回	答弁書、 第1回口頭弁論等 について (課題・指定書面の 作成)	(1) 提出された書面についての講評 (2) 答弁書の意義・機能・効力・記載内容・求釈明事項など (3) 第1回口頭弁論期日・計画審理 (4) 証拠の収集（当事者照会、弁護士法照会、反対証拠・弾劾証拠など） (5) 文書の証拠調べ（文書の意義、取調べ方法、送付嘱託など）、調査嘱託など
第12回	準備書面・ 口頭弁論・ 争点整理手続 (課題・指定書面の 作成)	(1) 提出された書面についての講評 (2) 準備書面・陳述書の実務における機能・効用、記載内容、相互の関係 (3) 訴訟指揮、弁論主義等口頭弁論における諸原則と実際、訴状等の陳述、認否、釈明権の行使、証拠関係の提出、証拠調べ、事件の併合・分離、争点整理手続の選択など (4) 争点整理 — 主要事実と間接事実、証拠調べの審理方式、証拠決定、和解の意向聴取、手続終了後の失権効、新たな攻撃防御方法の提出と対応、証明すべき事実の確認、準備手続等に関する調書、遠距離当事者との弁論準備 (5) 証人および当事者尋問とその準備、証拠申出書、証拠説明書、尋問事項書課題事件についてのあてはめ
第13回	(1)和解期日 (2)事実認定その1 (課題・指定起案 の作成)	(1) 提出された書面の検討 (2) 和解勧試の時期と和解手続 (3) 和解の方式 — 対席・交互方式、心証の開示 (4) 和解調書とその効力・執行 (5) 和解交渉術、代理人と本人の関係
第14回	(1)事実認定その2 (2)判決手続等	(1) 提出された起案についての講評、課題事件の結論についての具体的検討 (2) 弁論の更新・終結・再開などについて (3) 判決書の作成・構造、判決の言渡し・効力・執行 (4) 判決後の当事者・代理人の対応、執行停止、控訴期間、控訴権の放棄、取下げ、附帯控訴、控訴の対象
第15回	総まとめ	全体を通じての疑問・質問に基づき議論し、理解を深める。

関連 URL

備考欄

夏休みの間に導入的なテキストの代表である『民事訴訟法から考える要件事実』の120頁までの部分（第2版の場合。改訂があった場合は「要件事実論のその他の類型」に該当する章（第2版の場合は第5章）の直前までの部分）を読破することにより、これまで学習してきた法律基本科目の「民事訴訟法」や「民法」との密接な関連性（要件事実論は「立証責任を介在させた民法解釈論」の色彩が強い）に理解を得てもらった上で、要件事実論・事実認定論の質疑応答を第1回授業で実施するので、同テキストの入手および予習を事前に行っておいて頂きたい。